

令和6年度

平和の大切さを肌で感じる

# 長崎市

# 平和式典派遣事業

(参加者募集案内)



船橋市

# 長崎市平和式典派遣

船橋市では、昭和61年12月19日に「平和都市宣言」を行いました。この「長崎市平和式典派遣事業」は、広島市と共に被爆都市となった長崎市へ次世代を担う青少年を派遣し、平和式典への参加や被爆関連施設の見学等を行うことにより、平和の尊さと戦争の悲惨さを後世に伝え、恒久平和への理解と認識を高めていただくために実施するものです。

本年も下記の要領により「長崎市平和式典派遣事業」を実施いたしますので、参加を希望される方は、別添の「参加申込書」と作文を直接または郵送、FAXで船橋市総務部総務法制課に提出してください。

## **1. 応募資格**

下記の要件を満たす方

- (1) 市内在住の中学生以上の生徒及び学生(専修学校の一般課程は除く)で平成12年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた方
- (2) 本派遣事業の計画に従って規律ある行動のできる方
- (3) 派遣先での活動に支障がない健康な方
- (4) 本事業の目的を理解し、市が行う広報活動に同意ができる方
- (5) 令和6年4月1日現在で18歳未満の場合は、保護義務者の同意が得られる方
- (6) 事前説明会に参加できる方(令和6年7月下旬実施予定)
- (7) 市長報告会に参加できる方(令和6年8月下旬実施予定)
- (8) 事業報告会に参加できる方(令和6年10月12日実施予定)

## **2. 派遣期間**

令和6年8月8日(木)～8月10日(土)2泊3日

## **3. 派遣先**

長崎市【参考:スケジュール予定】 ※行先は変更の可能性があります。

(1日目)

・JR船橋駅集合 — 羽田空港 — 長崎空港 — 平和公園・原爆落下中心地碑・浦上天主堂等(現地ボランティアガイドの案内で現場学習)

(2日目)

・平和式典(平和公園)参列

・被爆体験講話

・追悼平和祈念館

・長崎原爆資料館

(3日目)

・長崎歴史文化博物館

・長崎空港 — 羽田空港 — JR船橋駅解散

#### 4. 募集人員

5人 ※参加者は、選考により決定し、6月上旬までに本人に通知します。

#### 5. 参加費

無料

#### 6. 応募方法

「参加申込書」に「参加を申し込まれた動機についての作文」を添えて、郵送、FAX または持参にて船橋市役所総務部総務法制課(市役所8階)に提出してください。(送付先は最終ページの問い合わせ・申し込み先を参照)

※本事業では、旅行会社(委託会社)が列車や宿泊等の手配及び添乗を行うため、参加者の個人情報を利用します。本事業の目的以外には利用しませんが、予め御承知のうえ、お申し込みください。なお、旅行会社(委託会社)とは、適正かつ厳格な個人情報の管理を行う旨の契約を行います。

#### 7. 申込期限

令和6年5月7日(火) ※消印有効

#### 8. その他

参加者は、班長や写真撮影担当などの役割を分担していただきます。また、派遣終了後、本派遣事業の感想文(800~1200字程度)を速やかに市へ提出するとともに、派遣者報告書の作成や、令和6年8月下旬及び令和6年10月12日開催予定の派遣者報告会に参加し、派遣事業の報告を行っていただきます。なお、報告発表の様子は、市のホームページ等で公開することを予定しております。

また、参加者は、家庭や地域、学校等において、機会をとらえ本事業に参加して感じたこと(平和の尊さと戦争の悲惨さ等)を伝えていこう努めていただきます。

台風等の災害に伴う派遣先の受入状況によっては、中止となる場合があります。

#### 過去の平和式典派遣参加者の声

○私たちはきっと対話できるはずだと、資料館で目にした外国の方々の悲痛な表情が私にそう確信させました。(高校生・男性)

○被爆された方の痛みや苦しきは、私たちが簡単に想像できるものではありません。しかし、今回の派遣事業に参加することで、戦争の恐ろしさ、平和の大切さ、それを伝え続けることの重要性を強く学びました。(中学生・女性)

(令和5年度広島市平和式典派遣者報告書より抜粋)

### 平和都市宣言

船橋市は、現在人口51万を擁する首都圏有数の中核都市に成長し、第二の飛躍期を迎えている。そして、「活力ある近代的都市」を市政の目標に掲げ、より豊かな福祉社会実現のため懸命な努力を続けているところである。

しかし、郷土船橋の限りない繁栄は、日本の安全と世界の恒久平和なくしては望み得ないものである。

私たち船橋市民は、世界の恒久平和を願い、我が国の国是である非核三原則を遵守し、平和を脅かす核兵器の廃絶を目指して最大の努力を払うことを決意し、ここに「平和都市」を宣言する。

昭和61年12月19日

(問合せ・申込先)

〒273-8501

船橋市湊町2-10-25

船橋市役所 総務部総務法制課(市役所8階)

TEL:047(436)2122

FAX:047(436)2120